

## 「疫学の未来を語る若手の会」規約

### 第1条: 名称

本会は、一般社団法人日本疫学会の会員による任意活動団体として位置づけ、その名称を「疫学の未来を語る若手の会」(以下本会という)とする。なお、英語名称は Japan Young Epidemiologists Network とする。

### 第2条: 目的

本会は疫学研究の進歩発展と会員相互の交流を図ることを目的とする。

### 第3条: 活動

本会の活動は次の通りとする。

1. 会合「疫学の未来を語る若手の集い」の開催。
2. メーリングリスト「疫学の未来を語る若手の会メーリングリスト」を用いた意見交換。
3. その他本会の目的達成に必要な活動。

### 第4条: 会員

本会の会員は、本会の目的に賛同し、入会した個人であり、参加資格は、「自称若手疫学者で、一般社団法人日本疫学会会員であること(但し原則として入会后20年以内の者)」とする。メーリングリストへの登録をもって本会会員とみなす。なお、海外に拠点を置く者の場合は、一般社団法人日本疫学会会員であることの条件を免除する。

### 第5条: 削除

### 第6条: 退会

本会会員が次の各項のいずれかに該当する場合、退会とし、メーリングリストから削除する。

1. 本人より退会の申し出があったとき。
2. 日本疫学会を退会したとき。
3. メーリングリストに登録されているアドレスに配信できなくなったとき。
4. その他、本会の会員として不適格と判断されたとき。

### 第7条: 役員

本会に次の役員をおく。

1. 世話人…本会の活動を推進する。
2. 世話人代表幹事…世話人の代表として、会の運営を総括する。また、本会の会計および金銭の出納管理をおこなう。

#### **第 8 条: 役員を選任**

本会役員を選任は次の各項による。

1. 世話人は、自薦(一般社団法人日本疫学会会員に限る)または役員が一般社団法人日本疫学会の会員から推薦し、役員全員の承認をうることにより選任する。
2. 世話人代表幹事は、世話人代表幹事が世話人から推薦し、役員全員の承認をうることにより選任する。

#### **第 9 条: 役員の任期**

本会役員の任期は次の各項による。

1. 世話人の任期は 5 か年とする。但し延長および再任をさまたげない。
2. 世話人代表幹事の任期は 3 か年とする。但し延長および再任をさまたげない。

#### **第 10 条: 役員の除名**

本会役員が次の各項に該当する場合等、除名すべき正当な事由があるときには、役員相互の合議に基づいて除名することができる。この場合、当該役員に対し、あらかじめ通知するとともに、事前に弁明の機会を与えなければならない。

1. 本会の規約に違反したとき。
2. 本会の名誉を傷付け、又は目的に反する行為をしたとき。

#### **第 11 条: 会合**

本会の会合「疫学の未来を語る若手の集い」は原則として年 1 回、日本疫学会学術総会前後に開催する。但し中止、その他の時期の開催をさまたげない。

#### **第 12 条: 会計**

本会の経費は、毎年、一般社団法人日本疫学会の社員総会の承認を得た上で当学会からの援助金をもってこれにあてる。

#### **第 13 条: 会計年度**

本会の会計年度は毎年 12 月 1 日に始まり、翌年 11 月 30 日までとする。役員全員に会計報告をする。

**第 14 条: 変更**

本会の活動および運営に本規約の改訂が必要な場合は、役員相互の話し合いにより定める。

**第 15 条: その他**

この規約に定めるものの他、本会の運営に必要な事項は、役員相互の話し合いによって定める。

**付則**

この規約は、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。

本改訂版は、平成 28 年 2 月 1 日から適用する。

本改訂版は、令和 7 年 12 月 1 日から適用する。

本改訂版は、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。